

この目録は、後見開始の申立ての場合には提出する必要はありません。

※ 下記の行為のうち、必要な代理行為に限り、該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

## 1 財産管理関係

☐ ① 本人の不動産に関する〔☐ 売却 ☐ 担保権設定 ☐ 賃貸 ☐ 警備 ☐ 〕

□ ② 他人の不動産に関する〔□ 購入 □ 借地 □ 借家〕契約の締結，更新，変更及び  
解除

☐ ③ 住居等の〔☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 修繕（樹木の伐採等を含む。） ☐ 解体

□ 〕に関する請負契約の締結、変更及び解除

☐ ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分

□ ⑤

☐ ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。

☐ ② 預貯金及び出資金以外の本  
〔☐ 貸金庫取引 ☐ 証券取  
☐ 〕

一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合

別紙には、対象となる口座ごとに、銀行名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義、取引の内容等を記載してください。

(例)

☒ ③ 別紙のとおり

預金に関する〇〇銀行〇〇支店の口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇，  
口座種別〇〇，口座名義〇〇〇〇〇〇〇〇）との一切の取引（解約  
（脱退）を含む。）

☐ ① 保険契約の締結, 変更及び (脱退)

☐ ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

☒ ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続

☒ 家賃、地代 ☒ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付

☒ 臨時給付金その他の公的給付 ☒ 配当金 ☐

☒ ② 以下の支出及びこれに関する諸手続

☒ 家賃、地代 ☒ 公共料金 ☒ 保険料 ☒ ローンの返済金 ☒ 管理費等

☒ 公租公課 ☐

☐ ③ 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払

☐ ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）

☐ ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための交渉を含む。）

□ ⑥

## 2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ☐ ① 相続の承認又は放棄
- ☐ ② 贈与又は遺贈の受諾
- ☒ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ☐ ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ☐ ⑤ \_\_\_\_\_

## 3 身上保護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ☐ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ⑤ \_\_\_\_\_

## 4 その他

- ☐ ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ☐ ② 登記・登録の申請
- ☐ ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ☐ ④ 住民票の異動に関する手続
- ☐ ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）  
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ☐ ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ☐ ⑦ \_\_\_\_\_

## 5 関連手続

- ☒ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ☒ ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）